

# 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定  
デジタル庁（総務省）

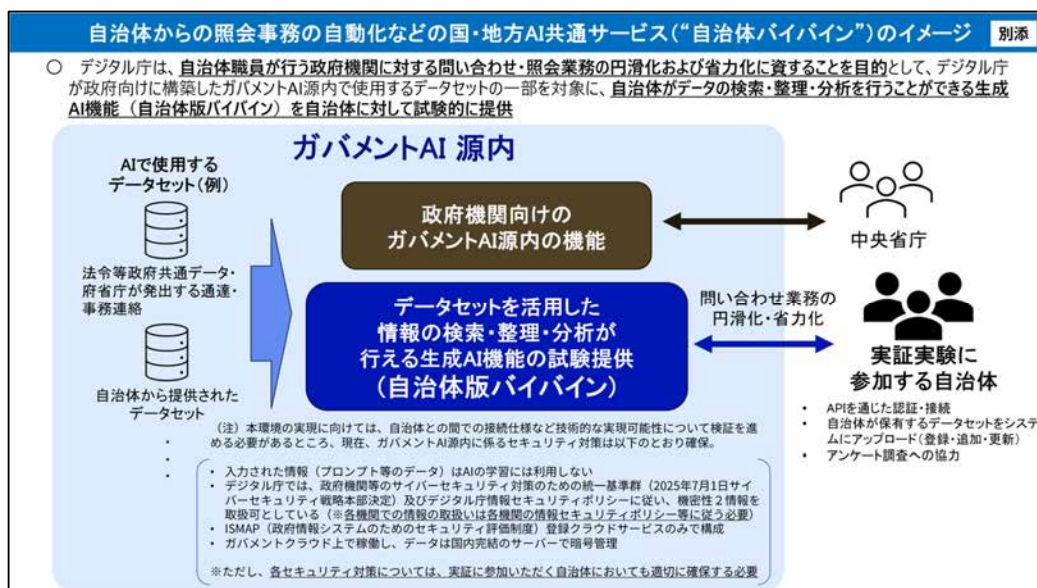
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

## 1. 共通化推進方針の概要

自治体職員が行う政府機関（各府省庁）に対する問い合わせ・照会業務の円滑化及び省力化に資するため、自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービスの一環として、デジタル庁が政府向けに構築したガバメント AI 源内で使用するデータセットの一部について、著作権を含む知的財産権等にも配慮しつつ、自治体がデータの検索・整理・分析を行うことができる生成 AI 機能（以下「自治体版バイバイン」という。）を自治体に対して試験的に提供する（実証実験の実施）。

本実証実験によって、当該取組の実現可能性や共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果、費用負担の在り方等を踏まえ、自治体への本格展開のあり方について検討を進める。

（イメージ）



## 2. 自治体版バイバインの実証実験

### (1) 実証実験の概要

#### ア. 自治体版バイバインの実証実験の目的

- (ア) 技術的実現可能性の検証
- (イ) 業務効率化・共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の検証
- (ウ) 本格展開に向けたシステム・制度設計の検証
- (エ) 国・地方の適切な役割分担及び費用負担モデルの検証

#### イ. 自治体版バイバインの機能

自治体職員が行う政府機関に対する問い合わせ・照会業務の円滑化及び省力化に資することを目的として、専門的なキーワード入力を必要とせず、日常的な言葉・言語による質問（会話）形式で、業務遂行に必要な行政関連情報の検索・整理・分析を行うことができる生成 AI 機能を提供する。あわせて、特定の資料を対象とした文書の要約機能を提供し、自治体職員の情報把握に係る負担の軽減を図ることを検討する。

#### ウ. 自治体版バイバインから提供されるデータセット

提供されるデータセットは、政府のガバメント AI 源内で使用するデータセットの一部とし、対象となるデータ（令和 8 年度中の調達等を予定）は、官報や白書、法令など政府共通データのほか、府省庁が発出する通達・事務連絡、各種行政資料、自治体から提供されたデータセットで、著作権法その他の関係法令に基づき、自治体への提供が法的に認められるものとする。

また、自治体版バイバインを通じて提供されるデータセットは、国が調達・管理するこれらのデータに加え、自治体から提供されるデータセットを含むものとする。自治体提供データの対象範囲は、自治体が制定・公表する条例・規則・例規、議会の会議録（本会議・委員会等）、各種行政資料（総合計画・個別計画、予算・決算資料、審議会・委員会の議事録・答申等）、統計・調査データ等のほか、提供することが有益と判断されるデータとする。

#### エ. 自治体からのデータアップロード

自治体が保有するデータセットを自治体版バイバインへ登録・追加・更新することを可能とするため、データアップロード機能を設ける。

## (2) 実証実験の参加条件（予定）

### ア. 技術的条件

ネットワーク環境としてデジタル庁が提供する API（Application Programming Interface）との接続及び認証方式に対応できること。また、システム環境として、API クライアントの動作要件を満たす端末・システムを参加自治体が有すること。

### イ. 自治体からのデータ提供

自治体版バイバインに係る実証実験の開始後、一定期間内に全ての政府機関及び自治体バイバインの実証実験に参加する全ての他の自治体が利用可能なデータセット（データの活用に不可欠なメタデータを含む。）を自治体版バイバイン側にアップロードすること。また、実証期間中は、データの定期的な追加・更新を継続的に行うこと。

なお、アップロードするデータセットは、著作権法その他の関係法令に基づき、政府機関及び他の自治体による利用が法的に認められるものとする。

### ウ. 利用体制・ルール等の整備

自治体版バイバインの利用・管理を担当するシステム担当職員を参加自治体に1名以上配置（他業務との併任含む）することを原則とし、各団体の情報セキュリティポリシーに基づきながら自治体版バイバインの利用に関する自治体側の規程・利用ルール・ファクトチェック体制を整備すること。また、自治体職員に対して、生成 AI の適切な利用方法・注意事項に関する庁内周知・研修等を実施すること。

デジタル庁が定める様式により、自治体版バイバインの利用状況や導入効果等に関するアンケート調査に協力すること。

### エ. 費用負担

実証実験の実施において、自治体版バイバインの開発・構築・機能提供に係る経費はデジタル庁において負担する。また、自治体による生成 AI 機能の利用に伴い発生する大規模言語モデル（LLM）のトークン使用料についてもデジタル庁が一定額を上限として負担する。

他方、アップロードするデータの取得・整形等に要する費用及び API 接続に要する自治体側でのネットワーク関連費用は当該自治体において負担する。

## オ. ログ（記録）の取扱い

自治体版バイバインは、ガバメントクラウド（政府専用のクラウド基盤）上で運用される予定であり、利用者（自治体職員）がプロンプトとして入力したデータや出力結果等のログ（記録）は、すべて日本国内のサーバーに暗号化した上で保管される。また、入力したデータについては、ガバメント AI 源内で使用する大規模言語モデル（LLM）の学習に利用されることはない。

なお、これらのログは、サービスの運用管理、機能改善、利用状況の分析、監査証跡（不正・異常の検知・抑止、インシデント発生時の原因究明、法令・規制への対応等）に資する目的のみに限定して利用される予定である。

## 3. 実証スケジュール

### (1) システムの要件定義及びシステム開発

デジタル庁において、自治体版バイバインの要件定義及びシステム開発を推進し、令和8年10月頃から令和9年9月頃までの予定で実証実験を実施する。

### (2) 実証実験の参加自治体の募集

デジタル庁において、実証実験に参加する自治体の条件を整理・具体化した上で、令和8年夏頃に参加条件等を公表し、参加自治体の公募を開始する。

### (3) 実証実験の結果の公表

デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。

